

2023年9月吉日

お取引先様 各位

適格請求書の要件を満たした納品書、請求書のご提出のお願い

株式会社興和  
管理部管理課

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、2023年10月1日より複数税率に対応した消費税の仕入額控除の方法として、適格請求書保存法式（インボイス制度）の導入が予定されており、これにより税務署長に申請し登録をうけた課税業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となってまいります。

貴社におかれましては下記をご参照いただき、10月より適格請求書の要件を満たした納品書、請求書を発行し、ご提出いただきますよう、ご対応をお願いいたします。

また、「注文請求書をご返送いただいております」かつ「インボイス登録番号をお持ち」のお取引先様にはお手数ではございますが、弊社指定の請求書（適格請求書）を使用してお請求をいただきますようお願いいたします。この指定請求書様式は弊社ホームページよりダウンロードいただけます。

敬具

記

## 1. 適格請求書の必須要件

適格請求書とは

「売り手が、買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます（国税庁「適格請求書等保存方式の概要」より抜粋）

これまでご提出いただいている納品書、請求書に以下（①②③）の項目を追記してください。

①適用税率

②税率ごとに区分した消費税額

③適格請求書発行事業者の登録番号（インボイス登録番号）＊

＊「適格請求書」を発行することができるのは税務署から承認をうけた「適格請求書発行事業者」のみです

＊したがって「インボイス登録番号」をお持ちでないお取引先様に関してはこの限りではありません

## 2. 注文請求書をご返送いただいているお取引先様へ「指定請求書様式」ダウンロードのご案内

下記URL「[㈱興和 指定請求書様式](#)」のリンクページよりダウンロードしてご請求をお願い申し上げます。

URL <https://www.kowa-net.co.jp/download/seikyusyo>

＊適用開始：2023年10月1日以降にお送りいただく請求書より

以上

### ■お問合せ先

管理部管理課 tel：025-281-8823（直通）

細野 [s-hosono@kowa-net.co.jp](mailto:s-hosono@kowa-net.co.jp) 大江 [y-oe@kowa-net.co.jp](mailto:y-oe@kowa-net.co.jp)